

高齢者インフルエンザ予防接種

実施医療機関	接種日時		予約受付時間
石橋内科医院 多古町南中 1439-1	実施日	月・火・水・金・土	☎ 76-2767 予約不要です。
	実施時間	午前 9 時～ 11 時、午後 2 時 30 分～ 5 時 ※土曜日：午前 9 時～ 11 時 午後 2 時 30 分～ 4 時	
さとうメディカル オフィス 多古町多古 2539	実施日	月・火・水・金・土	☎ 76-2039 予約不要です。
	実施時間	午前 8 時 30 分～正午、午後 3 時～ 5 時 ※土曜日：午前 8 時 30 分～正午	
上人塚クリニック 多古町桧木 260-1	実施日	月・火・水・木・金・土	☎ 70-7221 午前 9 時～ 11 時 30 分 午後 2 時～ 3 時
	実施時間	午前 9 時～ 11 時 30 分	
国保多古中央病院 多古町多古 388-1	実施日	月・火・水・木・金（祝日を除く）	☎ 76-2211 詳しくは国保多古中央病院 ホームページをご覧ください。
	実施時間	午前 9 時～ 11 時 30 分	
箱崎整形外科 多古町北中 1173-1	実施日	月・火・水・金・土	☎ 76-2058 予約不要です。
	実施時間	午前 9 時～ 11 時、午後 3 時～ 5 時 ※土曜日：午前 9 時～ 11 時	
前田医院 多古町北中 2805-5	実施日	月・火・水・金・土（祝日も実施）	☎ 76-5977 予約不要です。
	実施時間	午前 9 時～ 11 時 30 分、午後 3 時～ 5 時 ※水・祝：午前 9 時～ 11 時 30 分 ※土曜日：午前 9 時～正午	

新型コロナワクチン予防接種

実施医療機関	接種日時		予約受付時間
石橋内科医院	実施日	月・火・水・金・土	☎ 76-2767 予約不要です。
	実施時間	午前 9 時～ 11 時、午後 2 時 30 分～ 5 時 ※土曜日：午前 9 時～ 11 時 午後 2 時 30 分～ 4 時	
さとうメディカル オフィス	実施日	月・火・水・金・土	☎ 76-2039 午前 8 時 30 分～正午 午後 3 時～ 5 時 30 分
	実施時間	午前 8 時 30 分～正午	
上人塚クリニック	実施日	月・火・水・木・金・土	☎ 70-7221 午前 9 時～ 11 時 30 分 午後 2 時～ 3 時
	実施時間	午前 9 時～ 11 時 30 分	
国保多古中央病院	実施日	広報たこ 11 月号でお知らせします。	☎ 76-2211 詳しくは国保多古中央病院 ホームページをご覧ください。
	実施時間		
箱崎整形外科	実施日	月・火・水・金・土	☎ 76-2058 午前 9 時～ 11 時 30 分 午後 3 時～ 5 時 30 分
	実施時間	午前 9 時～ 10 時、午後 3 時～ 4 時 ※土曜日：午前 9 時～ 11 時	
前田医院	実施日	月・火・水・金・土（祝日も実施）	☎ 76-5977 午前 9 時～正午 午後 3 時～ 5 時 30 分
	実施時間	午前 9 時～ 11 時 30 分、午後 3 時～ 5 時 ※水・祝：午前 9 時～ 11 時 30 分 ※土曜日：午前 9 時～正午	

※医療機関の都合などにより、接種日時や予約方法が変更になることがあります。

お問合せ●予防接種の受診に関して：各医療機関へ直接お問い合わせください。

助成制度に関して：保健福祉課健康づくり係 ☎ 76-3185

過去に生活保護を受けていた方へのご案内

過去に生活保護を受けていた方は、「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付^(注)」を受けることができます。

当該追加給付を受けるには、過去に生活保護を受けていた自治体(福祉事務所)への申出書の提出(手続き)が必要となります。

対象者●平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの間に生活保護を受給していた方で、現在は生活保護を受給していない方

受付期間●令和 9 年 7 月 31 日(土)まで

受付場所●町保健福祉センター ☎ 76-3185

お問合せ●香取健康福祉センター ☎ 0478-52-9161

※追加給付の内容に関するお問い合わせや申出書の提出先がご不明な方については、「最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター」☎ 0120-179-445 にお問い合わせください。

(注)平成 25 年から実施された生活扶助基準の改定に関して、令和 7 年 6 月 27 日の最高裁判決で、国の判断に誤りがあったと判決が下りました。国は当時の受給者に対し、当時の基準との差額分を追加給付する方針を決定しました。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種費用の助成

予防接種を受けることで発症の可能性を低くし、発症した場合でも重症化を防ぐことができます。

町ではその**費用の一部を助成**します。

※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種は希望者のみが行うもので、義務付けられたり強制されたりするものではありません。

助成対象者

- ① 65 歳以上の方(接種当日、65 歳に到達している方)
- ② 60 歳から 64 歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害または HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による免疫機能障害があり、日常生活が制限される方(主治医に相談してください)

助成期間と回数

10 月 1 日(木)から令和 9 年 3 月 31 日(水)までの接種で、それぞれ 1 回分のみ助成

※早めの接種をお勧めします。

助成金額

1 人につき **1,500 円**(インフルエンザ)

5,000 円(新型コロナ)

※医療機関窓口では、接種費用から助成額を差し引いた金額をお支払いください。

手続方法

接種の際に、各実施医療機関で予診票に必要事項を記入してください。

※予診票は、多古町内の各実施医療機関に用意されています。町からの送付はありません。

また、住所・氏名・生年月日を確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)を持参してください。

※**町外の病院で接種を希望する方は、接種の前に必ず保健福祉課へご連絡ください。**

その他

- ・医療機関で接種希望者数がワクチンの入荷数を超えた場合は、接種できないことがあります。
- ・多古町の予診票を使用せず接種した場合や協力医療機関以外で接種した場合は、助成を受けられません。
- ・新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

